

令和9・10年度

建設工事競争入札参加資格審査申請手続きの概要

三次市が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の当初申請を受け付けます。

1 申請方法

広島県及び県内市町が共同運用する『資格審査システム』により電子申請を行ってください。
その後、広島県及び三次市がそれぞれ指定する添付書類を、郵送または持参により提出してください。

※電子申請については、必ず以下をご確認ください。

○広島県の調達情報ホームページ（概要・手引き）：

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

○資格審査システム：<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>

（『電子入札等システム』からお入りください。）

2 受付期間

	受付期間 (土日祝日を除く)	提出先	提出方法
電子申請	令和8年11月 2日（月）から 令和8年11月20日（金）まで 午前9時～午後5時	—	—
添付書類	令和8年11月 2日（月）から 令和8年11月27日（金）まで 午前9時～午後5時	広島県への提出書類 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ 三次市への提出書類 〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 三次市総務部財政課契約係 (三次市役所東館 4 階)	郵送 または 持参

3 申請資格

次のいずれかに該当する者は、申請することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。

イ 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者。

ウ 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の業種について、必要な経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の審査をいう。）を受けていない者。

エ ウで定める経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高がない者。

オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、法人税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がある者。

カ 経営事項審査の申請または入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、または重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分または三次市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から2年を経過している者を除く。

キ 次の①から③までに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）。

①雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

②健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

③厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

※社会保険等未加入者（届出の義務がない者を除く。）の申請は受付できませんので、ご注意ください。

4 経営事項審査総合評定値通知書

今回の申請に必要な経営事項審査総合評定値通知書は、次の条件を満たしているものに限りします。

令和7年4月1日以降に審査基準日（注1）が到来した最新のものの。

（注1）「審査基準日」…経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日

5 資格の有効期間

この資格が認定された日から令和10年度末日までとします。

ただし、この資格は、令和11年度においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。

6 添付書類一覧

※「○」…提出が必須のもの

「△」…届出、加入、認証取得をしているなど、該当がある場合に提出が必要なもの

「－」…提出を要しないもの

※日付は、電子申請日をご記入ください。

※市内業者…主たる営業所を三次市内に有する者

市外業者…主たる営業所を三次市外に有する者

県内業者…主たる営業所を広島県内に有する者

	提出書類	注意事項等	市内業者		市外業者	
			広島県 へ提出	三次市 へ提出	広島県 へ提出	三次市 へ提出
1	送信完了兼受付票	・電子申請後に出力されたもの ・提出書類の表紙とすること	○	○	○	△ 委任状の 提出があ る場合の み
2	建設業許可申請書 （写し）	・更新手続き中の場合のみ提出 ・直近に申請した受付印のある建設業許可 申請書（建設業法施行規則に定める別記 様式第1号及び別表）の写し	△	－	△	－
3	三次市税について滞納が ないことの証明書（原本）	・電子申請日の3か月前の日以降に発行さ れたもの ・発行場所：三次市収納課	○	－	△ 三次市に 納税義務 がある場 合のみ	－

	提出書類	注意事項等	市内業者		市外業者	
			広島県 へ提出	三次市 へ提出	広島県 へ提出	三次市 へ提出
4	消費税及び地方消費税の 納税証明書（写し可）	・ 国税通則法施行規則別紙第9号「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか ※免税事業者であっても、「その3」は発行されます。 ・ 電子申請日の3か月前の日以降に発行されたもの ・ 電子申請時に電子納税証明書の電子データを添付した場合は紙での提出不要 ・ 発行場所：納税地を管轄する税務署 ※詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。 http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm	○	－	○	－
5	建設業労働災害防止協会 加入証明書（写し）	・ 加入している者のみ提出 ・ 電子申請日の3か月前の日以降に発行されたもの	△	－	△	－
6	ISO14005準拠の 制度における合格判定に 係る合格証（写し）	・ 広島県内の建設業法上の営業所等が、合格証を受けている者のみ提出 ・ 経営事項審査総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」欄に「有」と記載がある場合は提出不要	△	－	△	－
7	建設キャリアアップシス テム（CCUS）にログ イン後の「事業者情報」 画面（写し）	・ 建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録している場合のみ提出 ・ A4用紙一枚に事業者情報が収まるように印刷すること	△	－	△	－
8	技能者一覧表	・ 広島県様式第1号を使用 ・ 建設キャリアアップシステム（CCUS）に技能労働者登録している場合のみ提出	△	－	△	－
9	登録技能労働者数が確認 できる書類（写し）	・ 建設キャリアアップシステム（CCUS）に技能労働者登録している場合のみ提出 ・ 建設キャリアアップシステムから出力した所属技能者一覧または所属技能者統計情報、建設キャリアアップカード等	△	－	△	－

	提出書類	注意事項等	市内業者		市外業者	
			広島県 へ提出	三次市 へ提出	広島県 へ提出	三次市 へ提出
10	【障害者雇用義務のある者】 障害者雇用状況報告書 （障害者の雇用割合が法定雇用率2.7%以上であること）（写し） 【障害者雇用義務のない者】 障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）（写し）	【障害者雇用義務のある者】 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下、「障害者」という。）を雇用する義務のある者で、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し 【障害者雇用義務のない者】 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者は、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類を提出 （①②どちらも） ①本人の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保険福祉手帳 ②住民税特別徴収税額通知書、最新の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書または所属会社の雇用証明書等	△	—	△ 県内業者のみ	—
11	消防団協力事業所表示制度認定証明書（写し）	- 電子申請日の3か月前の日以降に発行されたもの 「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書	△	—	△ 県内業者のみ	—
12	協力雇用主登録証明書（写し）	- 電子申請日の3か月前の日以降に発行されたもの 「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（TEL082-221-4651）が発行した証明書 ※証明書発行の申請方法は、郵送のみです（窓口での申請不可）。交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・切手貼付）を同封し、申請してください。	△	—	△ 県内業者のみ	—
13	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面（写し）	- 電子申請日の3か月前の日以降に発行されたもの - 発行場所：公益財団法人暴力追放広島県民会議（TEL082-511-0110）	△	—	△ 県内業者のみ	—
14	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証（写し）	造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けている技術者を有する者のみ提出	△	—	△	—

	提出書類	注意事項等	市内業者		市外業者	
			広島県 へ提出	三次市 へ提出	広島県 へ提出	三次市 へ提出
15	経営事項審査総合評定値 請求書（別紙一から別紙 三を含む）（写し）	・受審中の経営事項審査情報により申請する場合のみ提出（広島県知事許可業者に 限る） ・広島県知事が受理済みであるもの	△	—	△ 県内業者 のみ	—
16	経営状況分析結果通知書 （写し）	・受審中の経営事項審査情報により申請する場合のみ提出（広島県知事許可業者に 限る） ・登録経営状況分析機関が発行したもの	△	—	△ 県内業者 のみ	—
17	建設業許可承継の認可通 知書（写し）	・組織再編（合併・譲渡・分割等）を行 い、組織再編後に経営事項審査の結果通 知の交付を受けていない者のみ提出	△	—	△	—
18	委任状	・ 三次市様式第 1 号を使用	—	—	—	△
19	市税等納税調査承諾書	・ 三次市様式第 2 号を使用	—	○	—	—
20	経営管理責任者証明書 （写し）	・建設業許可申請時に添付した様式第七号 （常勤役員等（経營業務の管理責任者 等）証明書）の写し	—	○	—	—
21	専任技術者証明書 （写し）	・建設業許可申請時に添付した様式第八号 （専任技術者証明書）または別紙四（専 任技術者一覧表）の写し	—	○	—	—